移動等円滑化取組報告書 (乗合バス車両)

(令和4年度)

所 鹿児島市上荒田町37番20号

事業者名 鹿児島市交通局

代表者名 鹿児島市交通事業管理者 交通局長 白石 貴雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 旅客施設及び乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス停留所上屋 バス	老朽化した上屋の改修を行う	改修を3か所行った

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員研修の実施	車いす利用者が安全・円滑に乗降するために、車いす固 定用装置やスロープ等による必要な役務を行えるよう、 乗務員の教育・訓練を実施	乗務員研修にて、装置 や器具の取扱いの説明 を実施した

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、 旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービス の提供(継続)	車いす利用者のノンステップバス・ワンステップバス乗 降時に乗務員が補助する	車いす乗降時に乗務員 による乗降補助を行っ た

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
車両への筆談具の 設置(継続)	全車両に筆談具を設置し、筆談による情報提供等を行う	全車両に筆談具を設置 し、既に設置してある 車両については、筆談 具の見直しを行った		
バスロケーション による運行状況の 提供(継続)	スマートフォン等でバスロケーションシステムによる運 行状況などの情報提供を行う	バスロケーションシス テムによる運行情報の 提供を行った		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
乗務員研修の 拡充	全職員が高齢者や障害者等に関する理解を深めるため、接遇や車いすなどの対応方法について、乗務員研修において教育訓練を行う。	全国交通安全運動の重 点施策に合わせた高齢 者の事故防止研修等を 実施		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

2 CONTRACTOR OF THE PROPERTY O									
対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況							
啓発活動	優先席や座席の譲り合い等を車内放送や車内掲示を行う など、乗車マナー等の啓発を促す	バス車内において、車 内放送の実施やミライ ロIDの利用促進のた めのステッカーを掲示 した							

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
	 鹿児島市新交通バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー教室等に参加した。

(3) 報告書の公表方法

交通局ホームページ

(4) その他

特になし

 \bigcirc

		公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
$ \setminus $	総車				その他の車両数			基準適用除外割		月除外認定	車両数	その他の車両数		
	両数	計	ノンステップバ スの車両数	ワンステップ バスの車両数	計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの	計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うフト た は る の	計	うロ ケン が を も え た の	うちり フトを 備もの
前年度車両数	130	116	113	3	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開始 した車両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃止 した車両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	130	116	113	3	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

- (1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。
- (2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。
 - ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合して いる車両の合計数を記入すること。
 - 2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
 - 3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
 - 4.公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
 - 5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
 - 6.公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
 - 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。